

第63号議案

臨時代理の承認について

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定より、その承認を求めます。

令和6年3月19日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について

学校人事課

1. 改正の概要

学校の統廃合に伴う改正及び昭和 55 年改正附則別表に定める通勤手当の算定根拠となる額の改正をするもの

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

学校の統廃合に伴い、へき地学校級別指定区分表及びへき地学校に準ずる学校指定表を改める。

(2) 昭和 55 年改正規則の一部改正

昭和 55 年改正附則別表に定める通勤手当の算定根拠となる額を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から交通用具使用者に係る通勤手当額を引き上げる。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「吾妻郡長野原町大字北軽井沢一九二四」を「吾妻郡長野原町大字応桑一五四三の三一〇」に、「長野原町立北軽井沢小学校」を「長野原町立浅間小学校」に改める。

別表第四中

沼田市利根町多那七三二
甘楽郡南牧村大字大日向一〇四五
吾妻郡長野原町大字応桑二〇の二

沼田市立多那中学校
南牧村立南牧中学校
長野原町立応桑小学校

を

沼田市利根町多那七三二

沼田市立多那中学校

に改

める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

二二〇円
八六〇円
三〇円
六六〇円
一、三〇〇円
一、九三〇円
一六〇円
八〇〇円
一、四三〇円
二、〇七〇円

三二〇円
九九〇円
二一〇円
八八〇円
一、五四〇円
二、二〇〇円
四七〇円
一、一三〇円
一、七九〇円
二、四六〇円

七、九五〇円	七、三一〇円	六、六八〇円	七、三二〇円	六、六九〇円	六、〇五〇円	五、四二〇円	四、〇三〇円	五、八〇〇円	五、一六〇円	四、五三〇円	三、八九〇円	三、二六〇円	五、〇三〇円	四、三九〇円	三、七六〇円	三、一二〇円	二、四九〇円	四、二五〇円	三、六二〇円	二、九八〇円	二、三五〇円	一、七一〇円	三、四八〇円	二、八四〇円	二、二一〇円	一、五七〇円	九四〇円	二、七〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------

を

九、一六〇円	八、五〇〇円	七、八四〇円	八、四五〇円	七、七九〇円	七、一三〇円	六、四六〇円	五、〇五〇円	六、七九〇円	六、一二〇円	五、四六〇円	四、八〇〇円	四、一三〇円	五、八七〇円	五、二一〇円	四、五四〇円	三、八八〇円	三、二二〇円	四、九五〇円	四、二九〇円	三、六三〇円	二、九六〇円	二、三〇〇円	四、〇四〇円	三、三七〇円	二、七一〇円	二、〇五〇円	一、三八〇円	三、一二〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に、「一六九円」を「一七八

二七、〇〇〇円	二六、三七〇円	二五、七三〇円	二五、一〇〇円	二四、〇八〇円	二三、四四〇円	二二、八一〇円	二二、一七〇円	二一、一一〇円	二〇、四七〇円	一九、八四〇円	一九、二〇〇円	一八、九七〇円	一八、三三〇円	一七、七〇〇円	一七、〇六〇円	一五、八六〇円	一六、一二〇円	一五、四九〇円	一四、八五〇円	一三、五六〇円	一二、九二〇円	一三、一九〇円	一二、五六〇円	一一、一五〇円	一〇、五二〇円	九、八八〇円	一〇、一五〇円	八、五八〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------

二九、〇五〇円	二八、三九〇円	二七、七三〇円	二七、〇六〇円	二六、〇一〇円	二五、三五〇円	二四、六八〇円	二四、〇二〇円	二二、九二〇円	二二、二六〇円	二一、六〇〇円	二〇、九三〇円	二〇、六七〇円	二〇、〇一〇円	一九、三四〇円	一八、六八〇円	一七、四五〇円	一七、六八〇円	一七、〇二〇円	一六、三六〇円	一五、〇三〇円	一四、三七〇円	一四、六一〇円	一三、九四〇円	一二、五一〇円	一一、八五〇円	一一、一八〇円	一一、四二〇円	九、八三〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年十一月四日教育委員会規則第十七号）の一部を改正する規則新旧対照表（第一条関係）

改正後			改正前		
別表第三（第三十六条の三関係） へき地学校級別指定区分表			別表第三（第三十六条の三関係） へき地学校級別指定区分表		
所在地	学校等	級別区分	所在地	学校等	級別区分
利根郡みなかみ町藤原三四九一	みなかみ町立藤原小学校	二級	利根郡みなかみ町藤原三四九一	みなかみ町立藤原小学校	二級
高崎市倉渕町権田三一四の一	高崎市立倉渕小学校	一級	高崎市倉渕町権田三一四の一	高崎市立倉渕小学校	一級
高崎市倉渕町岩氷二一五の一	高崎市立倉渕中学校		高崎市倉渕町岩氷二一五の一	高崎市立倉渕中学校	
高崎市倉渕町岩氷二一五の一	高崎市立倉渕中学校給食室		高崎市倉渕町岩氷二一五の一	高崎市立倉渕中学校給食室	
多野郡上野村大字新羽三二	上野村立上野小学校		多野郡上野村大字新羽三二	上野村立上野小学校	
多野郡上野村大字檜原一一三	上野村立上野中学校		多野郡上野村大字檜原一一三	上野村立上野中学校	
多野郡上野村大字新羽二四	上野村学校給食センター		多野郡上野村大字新羽二四	上野村学校給食センター	
多野郡神流町大字万場八四の二	神流町立万場小学校		多野郡神流町大字万場八四の二	神流町立万場小学校	
多野郡神流町大字神ヶ原四二二	神流町立中里中学校		多野郡神流町大字神ヶ原四二二	神流町立中里中学校	
多野郡神流町大字万場八四の二	神流町学校給食共同調理場		多野郡神流町大字万場八四の二	神流町学校給食共同調理場	
吾妻郡中之条町大字小雨五九九の一	中之条町立六合小学校		吾妻郡中之条町大字小雨五九九の一	中之条町立六合小学校	
吾妻郡中之条町大字生須五四三の一	中之条町立六合中学校		吾妻郡中之条町大字生須五四三の一	中之条町立六合中学校	

改正後			改正前		
吾妻郡中之条町大字小雨五八四	中之条町立六合学校給食センター		吾妻郡中之条町大字小雨五八四	中之条町立六合学校給食センター	
<u>吾妻郡長野原町大字応桑一五四三の三一〇</u>	<u>長野原町立浅間小学校</u>		<u>吾妻郡長野原町大字北軽井沢一九二四</u>	<u>長野原町立北軽井沢小学校</u>	
吾妻郡東吾妻町大字本宿三八九	東吾妻町立坂上小学校		吾妻郡東吾妻町大字本宿三八九	東吾妻町立坂上小学校	
別表第四（第三十六条の三関係） へき地学校に準ずる学校指定表			別表第四（第三十六条の三関係） へき地学校に準ずる学校指定表		
所在地	学校		所在地	学校	
高崎市宮沢町一一〇〇の一	高崎市立宮沢小学校		高崎市宮沢町一一〇〇の一	高崎市立宮沢小学校	
沼田市利根町多那七三二	沼田市立多那小学校		沼田市利根町多那七三二	沼田市立多那小学校	
沼田市利根町多那七三二	沼田市立多那中学校		沼田市利根町多那七三二	沼田市立多那中学校	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>甘楽郡南牧村大字大日向一〇四五</u>	<u>南牧村立南牧中学校</u>	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>吾妻郡長野原町大字応桑二〇の二</u>	<u>長野原町立応桑小学校</u>	
吾妻郡嬭恋村大字大笹一六五四の二	嬭恋村立嬭恋中学校		吾妻郡嬭恋村大字大笹一六五四の二	嬭恋村立嬭恋中学校	
利根郡片品村大字鎌田四四八〇	片品村立片品中学校		利根郡片品村大字鎌田四四八〇	片品村立片品中学校	

改正後			改正前		
1～3（略） 附則別表			1～3（略） 附則別表		
交通用具の種類	自動車（二輪のものを除く。）	自転車	交通用具の種類	自動車（二輪のものを除く。）	自転車
片道の使用距離			片道の使用距離		
二キロメートル以上三キロメートル未満		三〇〇円	二キロメートル以上三キロメートル未満		三〇〇円
三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>三二〇円</u>	三〇〇円	三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>二二〇円</u>	三〇〇円
四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>九九〇円</u>	三〇〇円	四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>八六〇円</u>	三〇〇円
五キロメートル以上六キロメートル未満			五キロメートル以上六キロメートル未満		
六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>二一〇円</u>		六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>三〇円</u>	
七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>八八〇円</u>		七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>六六〇円</u>	
八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>一、五四〇円</u>		八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>一、三〇〇円</u>	
九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>二、二〇〇円</u>		九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>一、九三〇円</u>	
十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>四七〇円</u>		十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>一六〇円</u>	
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>一、一三〇円</u>		十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>八〇〇円</u>	
十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>一、七九〇円</u>		十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>一、四三〇円</u>	

改正後			改正前		
ル未満	<u>円</u>		ル未満	<u>円</u>	
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>二、四六〇</u> 円		十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>二、〇七〇</u> 円	
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>三、一二〇</u> 円		十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>二、七〇〇</u> 円	
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>一、三八〇</u> 円		十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>九四〇</u> 円	
十六キロメートル以上十七キロメートル未満	<u>二、〇五〇</u> 円		十六キロメートル以上十七キロメートル未満	<u>一、五七〇</u> 円	
十七キロメートル以上十八キロメートル未満	<u>二、七一〇</u> 円		十七キロメートル以上十八キロメートル未満	<u>二、二一〇</u> 円	
十八キロメートル以上十九キロメートル未満	<u>三、三七〇</u> 円		十八キロメートル以上十九キロメートル未満	<u>二、八四〇</u> 円	
十九キロメートル以上二十キロメートル未満	<u>四、〇四〇</u> 円		十九キロメートル以上二十キロメートル未満	<u>三、四八〇</u> 円	
二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>二、三〇〇</u> 円		二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>一、七一〇</u> 円	
二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>二、九六〇</u> 円		二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>二、三五〇</u> 円	
二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>三、六三〇</u> 円		二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>二、九八〇</u> 円	
二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>四、二九〇</u> 円		二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>三、六二〇</u> 円	
二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>四、九五〇</u> 円		二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>四、二五〇</u> 円	
二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	<u>三、二二〇</u> 円		二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	<u>二、四九〇</u> 円	

改正後			改正前		
二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	<u>三、八八〇</u> 円		二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	<u>三、一二〇</u> 円	
二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	<u>四、五四〇</u> 円		二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	<u>三、七六〇</u> 円	
二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	<u>五、二一〇</u> 円		二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	<u>四、三九〇</u> 円	
二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	<u>五、八七〇</u> 円		二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	<u>五、〇三〇</u> 円	
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>四、一三〇</u> 円		三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>三、二六〇</u> 円	
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>四、八〇〇</u> 円		三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>三、八九〇</u> 円	
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>五、四六〇</u> 円		三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>四、五三〇</u> 円	
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>六、一二〇</u> 円		三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>五、一六〇</u> 円	
三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>六、七九〇</u> 円		三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>五、八〇〇</u> 円	
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>五、〇五〇</u> 円		三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>四、〇三〇</u> 円	
三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>六、四六〇</u> 円		三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>五、四二〇</u> 円	
三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>七、一三〇</u> 円		三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>六、〇五〇</u> 円	
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>七、七九〇</u> 円		三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>六、六九〇</u> 円	
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>八、四五〇</u> 円		三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>七、三二〇</u> 円	

改正後			改正前		
トル未満	<u>円</u>		トル未満	<u>円</u>	
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>七、八四〇</u> 円		四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>六、六八〇</u> 円	
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>八、五〇〇</u> 円		四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>七、三一〇</u> 円	
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>九、一六〇</u> 円		四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>七、九五〇</u> 円	
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>九、八三〇</u> 円		四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>八、五八〇</u> 円	
四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	<u>一一、四二〇</u> 円		四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	<u>一〇、一五〇</u> 円	
四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	<u>一一、一八〇</u> 円		四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	<u>九、八八〇</u> 円	
四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	<u>一一、八五〇</u> 円		四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	<u>一〇、五二〇</u> 円	
四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一二、五一〇</u> 円		四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一一、一五〇</u> 円	
四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	<u>一三、九四〇</u> 円		四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	<u>一二、五六〇</u> 円	
四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	<u>一四、六一〇</u> 円		四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	<u>一三、一九〇</u> 円	
五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	<u>一四、三七〇</u> 円		五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	<u>一二、九二〇</u> 円	
五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一五、〇三〇</u> 円		五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一三、五六〇</u> 円	
五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	<u>一六、三六〇</u> 円		五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	<u>一四、八五〇</u> 円	

改正後			改正前		
五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	<u>一七、〇二</u> 〇円		五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	<u>一五、四九</u> 〇円	
五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	<u>一七、六八</u> 〇円		五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	<u>一六、一二</u> 〇円	
五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	<u>一七、四五</u> 〇円		五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	<u>一五、八六</u> 〇円	
五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	<u>一八、六八</u> 〇円		五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	<u>一七、〇六</u> 〇円	
五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	<u>一九、三四</u> 〇円		五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	<u>一七、七〇</u> 〇円	
五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	<u>二〇、〇一</u> 〇円		五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	<u>一八、三三</u> 〇円	
五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	<u>二〇、六七</u> 〇円		五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	<u>一八、九七</u> 〇円	
六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>二〇、九三</u> 〇円		六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>一九、二〇</u> 〇円	
六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>二一、六〇</u> 〇円		六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>一九、八四</u> 〇円	
六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	<u>二二、二六</u> 〇円		六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	<u>二〇、四七</u> 〇円	
六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	<u>二二、九二</u> 〇円		六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	<u>二一、一一</u> 〇円	
六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	<u>二四、〇二</u> 〇円		六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	<u>二二、一七</u> 〇円	
六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	<u>二四、六八</u> 〇円		六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	<u>二二、八一</u> 〇円	
六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	<u>二五、三五</u> 〇円		六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	<u>二三、四四</u> 〇円	

改正後			改正前		
一トル未満	<u>〇円</u>		一トル未満	<u>〇円</u>	
六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	<u>二六、〇一</u> <u>〇円</u>		六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	<u>二四、〇八</u> <u>〇円</u>	
六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	<u>二七、〇六</u> <u>〇円</u>		六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	<u>二五、一〇</u> <u>〇円</u>	
六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	<u>二七、七三</u> <u>〇円</u>		六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	<u>二五、七三</u> <u>〇円</u>	
七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	<u>二八、三九</u> <u>〇円</u>		七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	<u>二六、三七</u> <u>〇円</u>	
七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>二九、〇五</u> <u>〇円</u>		七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>二七、〇〇</u> <u>〇円</u>	
七十二キロメートル以上	<u>一七八円</u> を 十三・二で 除して得た 額に二・三 一円を加え た額に片道 の使用距離 から算出し た数（キロ メートルを 単位とする 片道の使用 距離の整数 部分に〇・ 五を加えた 数をい う。）を乗		七十二キロメートル以上	<u>一六九円</u> を 十三・二で 除して得た 額に二・三 一円を加え た額に片道 の使用距離 から算出し た数（キロ メートルを 単位とする 片道の使用 距離の整数 部分に〇・ 五を加えた 数をい う。）を乗	

改正後				改正前			
		じ、その額に四十二を乗じて得た額から一八、〇四〇円を減じて得た額（当該額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額）				じ、その額に四十二を乗じて得た額から一八、〇四〇円を減じて得た額（当該額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。